

# E i w a   N e w s

災害に関する費用等の税務上の取扱いについて

平成23年5月  
( No. 070 )

このたびの東日本大震災により被災された方々に、謹んでお見舞い申し上げます。  
被災地における一日も早い復旧、復興を心よりお祈りいたします。

今回は、前号に引き続き、災害に関連して、国税庁から出された「災害に関する法人税、消費税及び源泉所得税の取扱いFAQ」を中心として、法人が支出する費用等のうち、災害に関する主な税務上の取扱いについてお知らせします。

## [ 1 ] 支援等を行った法人

### 1. 自社の従業員に対する災害見舞金品

法人が、被災した自社の従業員に対し、合理的な一定の基準により災害見舞金品を支給した場合には、これらの支給額は福利厚生費として損金の額に算入されます。この「一定の基準」はあらかじめ社内慶弔規程等に定めていたもののほか、今回の災害を機に新たに定めた規程等も該当します。

なお金銭により支出する災害見舞金は、消費税法上不課税取引に該当します。

### 2. 自社製品等の被災者に対する提供

本誌 No. 69でもご紹介しましたが、不特定多数の者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に関する費用の額は、広告宣伝費に準ずるものとして損金の額に算入されます。

また、これらの自社製品等は、無償で提供されることから、消費税法上不課税取引に該当します。なお、課税売上割合が95%未満で個別対応方式により消費税を計算する場合の課税仕入れ区分は、自社で製造又は販売している商品（課税資産）の仕入れ費用等については課税売上にのみ要する課税仕入れに該当し、自社で取り扱いのない物品（課税資産）の購入費用や被災者に提供する際に支出した費用（旅費、運搬費等）については、課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入れに該当します。

### 3. 売掛債権等の免除

災害を受けた取引先に対し、その復旧を支援することを目的として、災害発生後相当期間内に売掛金や貸付金などの債権を免除した場合には、寄付金や交際費以外の費用として損金の額に算入することが認められています。

また、免除される売掛金等に含まれる消費税については、その事業年度の消費税額の計算上控除することができます。なお、貸付金など、消費税法上不課税である債権を免除した場合には、消費税の計算上控除することはできませんのでご注意ください。

## [2] 被災した法人

### 1. 確定申告期限等の延長

- ① 地域指定された青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に納税地がある法人については、平成23年3月11日以降に到来する申告・納付等の期限が自動的に延長されることとなりました。延長後の期限につきましては、別途、国税庁より告示されます。
- ② ①以外の地域に納税地がある法人については、災害などの理由により期限内に申告・納付等ができない場合には、その理由等を記載した書面をもって所轄の税務署長に申請することで、個別に申告・納付等の期限を延長することができます。

### 2. 復旧のために支出する費用

- ① 被災資産について、二次災害を回避するために支出した復旧費用を、修繕費として経理した場合には、法人税法上も損金として認められます。
- ② 被災資産以外の資産について、耐震性を高めるために支出した工事費用等は、その資産の価値を高めると考えられるため、原則として資本的支出に該当し、その支出金額が新たな減価償却資産の取得価額となります。

## [3] 源泉所得税の取扱い

### 1. 従業員に対する経済的利益等の非課税

[1] 1. の被災した従業員に対する見舞金のほか、被災した従業員に対する一定の生活資金の無利息の貸付けによる経済的利益等については、所得税法上非課税とされている心身又は資産に加えられた損害についての相当の見舞金に該当するため、給与として源泉徴収する必要はありません。

### 2. 交通費の支給

災害や計画停電により通勤経路に障害が生じたため、他の交通手段を利用した場合の交通費や宿泊費用のうち実費相当額については、合理的なものであれば旅費に準じて非課税と考えられるため、給与として源泉徴収する必要はありません。

#### <お知らせ>

本誌 No. 66 他でご紹介いたしました平成23年度税制改正大綱につきましては、ねじれ国会や震災の影響により、現時点ではその法案が成立していません。

同大綱では、企業の成長促進をねらいとした法人課税の減税や、所得税法等の見直しによる個人課税の増税を盛り込んだ内容となっていました。今回の震災による異例の事態により内容に変更が生じる可能性もございます。

こちらにつきましては、新たな動向がありましたら、皆様にお知らせをいたします。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしく願いいたします。